

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う ガス料金の特別措置について

2020年3月24日

蒲原ガス株式会社

このたびの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情があるお客さまに対して、当社供給エリア全域においてお客さまからお申し出があった場合に、下記のとおりガス料金の特別措置を行うことといたします。

### 記

#### 1. ガス料金の早收期限<sup>※1</sup>及び支払期限<sup>※2</sup>の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまの2020年3月分及び4月分のガス料金について、それぞれの早收期間経過後も早收料金を適用します。

また、2月分、3月分及び4月分のガス料金の支払期限日<sup>※2</sup>をそれぞれ1カ月間延長いたします。

※1 ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して20日目の日

※2 ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して50日目の日

#### 2. お客さまからのお申し出受付開始日

3月25日（水） 8時30分から受付いたします。

#### 3. 本件に関するお客さまからのお申し出先

窓 口	連 絡 先	受付時間
新潟市西蒲区巻甲 4111 番地 総務課 料金担当	0256- 72-3337	平日 8:30~17:00

（土日祝日にご連絡をいただいた場合は、後日担当より連絡させていただきます）

以上

#### <お問い合わせ先>

蒲原ガス株式会社

総務課 担当 斎藤

TEL 0256-72-3337